

第6回旭川市景観賞実施要領（案）

1 目的

この要領は、旭川市景観賞表彰要綱第9条の規定に基づき、第6回目の募集、選考及び表彰について、必要事項を定めることを目的とする。

2 募集対象

旭川市域において良好な景観づくりに貢献している建築物、工作物、活動、行事等で次にあげるものとする。

- ・個人住宅、集合住宅、店舗、社屋、工場、学校などの建築物
- ・住宅団地、商店街、通り、まち並みなど
- ・道路、橋、街路灯、彫刻、壁画、ストリートファニチャーなど
- ・水辺、公園、広場、緑地、庭、ポケットパークなどのオープンスペース
- ・イルミネーション点灯、花壇造成、樹木植栽、美化清掃などの、継続して行われている活動
- ・イベント、お祭りなどの催し物で来年以降も開催される予定のもの
- ・その他（総合的な観点から景観づくりに貢献しているもの）

ただし、次に挙げるものについては対象としない。

- ・過去に旭川市都市景観賞、優良景観認定施設及び旭川市景観賞を受賞したもの
- ・旭川八景
- ・道路など公共の場所から容易に見ることのできないもの（中庭など）

3 募集期間

平成26年6月2日（月）～平成26年8月1日（金）

4 選考基準

○単体のデザイン

対象そのものの良さを評価

テーマ、造形性、新しさ、検討の密度、使いやすさなどに着目

○調和

地域の自然環境や産業、文化、歴史を活かした景観づくりを評価

自然環境との調和、歴史への敬意、周辺のまち並みとの調和などに着目

○貢献

人々を引きつけ、景観の意識を高める景観づくりを評価

親しみやすさ、愛着、安らぎ、にぎわい、感動、目印、影響力などに着目

○取り組み

人々の景観づくりへの関わりを評価

継続性、保守、管理、公開性、協調性、先進性などに着目

5 募集の方法

(1) 自薦及び他薦は問わず、応募者の居住地や応募点数の制限は設けない。

(2) 応募の受付は都市計画課への持参又は郵送のほか、インターネットによる簡易申請で行う。

(3) 応募者は、応募用紙又は任意の用紙、簡易申請フォームに次の事項を記入、添付する。

<必要事項>

- ◇ 応募者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（簡易申請の場合）
- ◇ 推薦する対象の名称、所在地
- ◇ 推薦理由
- ◇ 推薦する対象の写真（簡易申請の場合は画像データ）

6 応募先

- (1) 郵送・持参の場合 〒070-8525
旭川市6条通10丁目第三庁舎3階
旭川市都市建築部都市計画課景観係
- (2) 簡易申請の場合 http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/tosi_kei/index.htm

7 選考の方法と表彰の種類

(1) 選考の方法

旭川市景観審議会を選考する

○第1次選考

書類による選考

○第2次選考

現地視察による採点評価

○景観賞の選考

採点評価を基に協議で選考

(2) 表彰の種類

○旭川市景観賞

ア 景観づくりに著しく寄与したと認められるもの

イ その他この賞の趣旨に沿っているもの

○旭川市景観奨励賞

ア 景観賞に準ずるもので景観づくりへの努力が認められるもの

8 表彰

(1) 表彰

○旭川市景観賞（4点以内）

表彰状と表彰銘板又は記念品を贈呈する。

ただし、建築物、工作物等が受賞の場合、所有者に表彰状と表彰銘板を、設計者に表彰状を贈呈する。

○旭川市景観奨励賞（4点以内）

表彰状と記念品を贈呈する。

○その他

所有者等が不明及び旭川市である場合は、表彰状等の授与は行わないものとする。

所有者等が受賞を辞退した場合は、表彰の対象から除外する。

(2) 表彰日

平成27年3月